

# 地域未来投資促進法に基づき第2 陣で同意された基本計画について

平成30年2月16日

かすみがうら市 地方創生・事業推進担当

# 地域で生まれつつある新たな経済成長の動き

- 観光・航空機部品など地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組が登場しつつある。こうした取組（「**地域未来投資**」）が全国津々浦々で活発になることで、地域経済における稼ぐ力の好循環の実現が期待される。

## <「地域未来投資」が行われている成長分野の例>

### 成長ものづくり

- 医療機器
- 航空機部品
- バイオ・新素材



航空機市場の成長予測：  
国内生産額1.8兆円（2015年）  
⇒ 3兆円超（2030年）

### 農林水産・地域商社

- 農林水産品の海外市場獲得
- 地域産品のブランド化



6次産業化市場の成長予測：  
10兆円（2020年）

### 第4次産業革命関連

- IoT、AI、ビッグデータを活用
- IT産業の集積を地方に構築
- データ利活用による課題解決・高収益化



第4次産業革命関連の成長予測：  
付加価値額 30兆円（2020年）

### 観光・スポーツ・文化・まちづくり

- 民間のノウハウを活用したスタジアム・アリーナ整備
- 訪日観光客の消費喚起
- 文化財の活用



スポーツ国内市場の成長予測：  
5.5兆円（2015年） ⇒ 15兆円（2025年）

### 環境・エネルギー

- 環境ビジネス
- 省エネルギー
- 再生可能エネルギー



環境・エネルギーの成長予測：  
エネルギー関連投資：28兆円（2030年）

### ヘルスケア・教育サービス

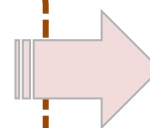
- ロボット介護機器開発
- 健康管理サポートサービス
- 専門職の専修学校整備



健康医療関連国内市場の成長予測：  
16兆円（2015年） ⇒ 26兆円（2020年）

## <「地域未来投資」の特徴>

- (1) 将来の市場規模拡大が見込まれる成長分野への投資
- (2) 地域におけるリーダーシップと地元の産官学金との連携
- (3) 明確なビジネス戦略とスピード感のある経営資源の集中投入

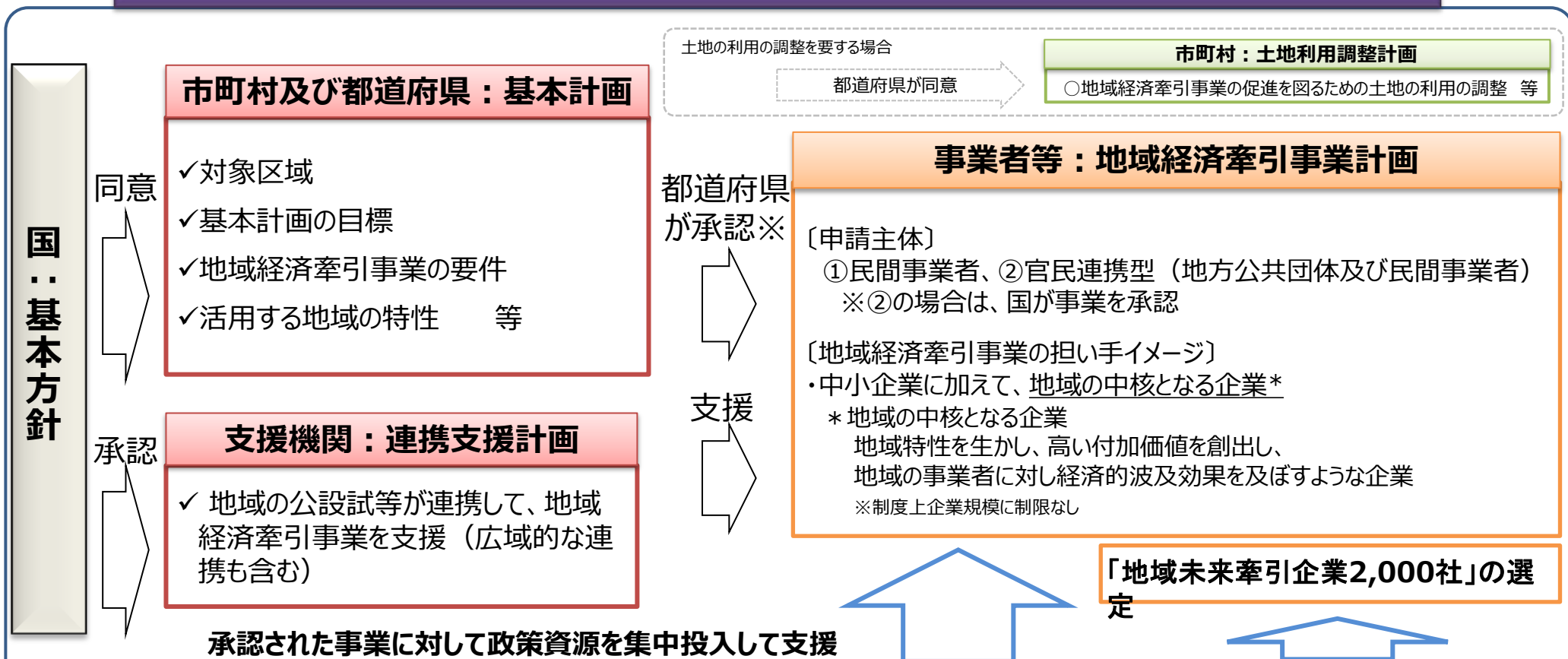


担い手として  
**地域の中核企業**が  
重要な存在

# 地域未来投資促進法の基本枠組み

- 地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業（「地域経済牽引事業」）を促進し、地域の成長発展の基盤強化を図るため、事業者等が作成する当該事業に係る計画を承認する制度を創設し、計画に係る事業を支援する等の措置を講ずる。

## 枠組みのイメージ



# 茨城県における基本計画の概要

## 計画のポイント

本県の有するものづくり産業や研究・開発拠点の集積，整備が進む広域交通ネットワークなどを最大限に活用しながら，本県産業を魅力的で多様性のあるものとし，その結果，県全域における地域経済の好循環を生み出すことを目的とする。

## 促進区域

茨城県全域（水戸市，日立市，土浦市，古河市，石岡市，結城市，龍ヶ崎市，下妻市，常総市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，笠間市，取手市，牛久市，つくば市，ひたちなか市，鹿嶋市，潮来市，守谷市，常陸大宮市，那珂市，筑西市，坂東市，稲敷市，かすみがうら市，桜川市，神栖市，行方市，鉾田市，つくばみらい市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町，東海村，大子町，美浦村，阿見町，河内町，八千代町，五霞町，境町，利根町）

## 経済的効果の目標

促進区域の全産業付加価値額が3年間で4%増加することを目指す。

## 地域経済牽引事業の承認要件

### 【要件1：地域の特性を活用すること（①～⑥のいずれか）】

- ① 県内の輸送用機械・産業機械，環境・新エネルギー，医療・介護，食品等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 県内の国立研究開発法人産業技術総合研究所，国立大学法人筑波大学，民間研究所等が保有するデジタルデータ・ロボット・AI等の技術を活用した第4次産業革命分野
- ③ 研究機関等が保有する原子力科学等の最先端技術を活用した成長ものづくり分野
- ④ 県内に集積する研究機関の知見を活用したサービス産業分野
- ⑤ 野菜や果樹等全国トップクラスの産出額を誇る農林水産物を活用した農林水産分野
- ⑥ 茨城県上海事務所等の海外拠点や独立行政法人日本貿易振興機構茨城貿易情報センター等の知見を活用した海外展開分野
- ⑦ 4本の高速道路網及び2つの重要港湾，空港等陸海空の交通・物流インフラを活用した物流関連分野
- ⑧ 筑波山，霞ヶ浦，海岸線等の自然景観をはじめとした豊かな観光資源を活用した観光分野

### 【要件2：高い付加価値を創出すること】

- ・付加価値増加分：3,055万円超

### 【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

- 取引額：3%増加
- 雇用者数：1%増加
- 売上げ：3%増加
- 雇用者給与等支給額：3%増加

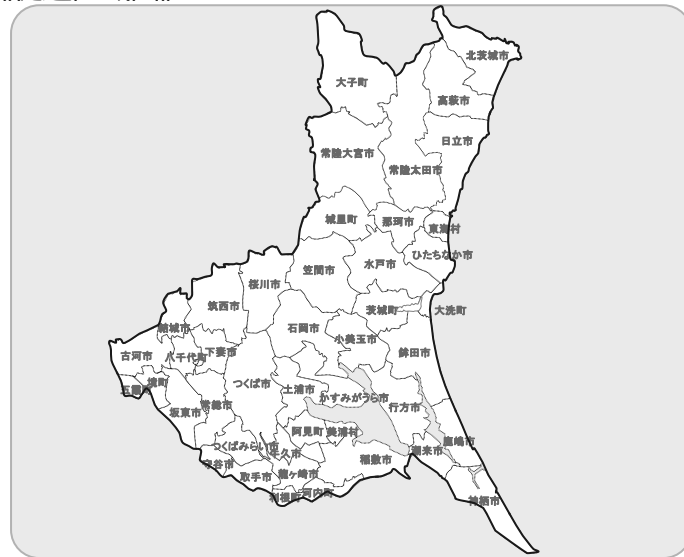
## 制度・事業環境の整備

- ・地域経済牽引事業に対する地方創生交付金の活用
- ・茨城県工業技術センターが保有する研究成果等のデータの公開
- ・（公財）茨城県中小企業振興公社内の相談窓口の充実

## 地域経済牽引支援機関

茨城県工業技術センター，（公財）茨城県中小企業振興公社，（株）つくば研究支援センター，（株）ひたちなかテクノセンター，（公財）日立地区産業支援センター，いばらき成長産業振興協議会，茨城県農業総合センター，（公社）茨城県農林振興公社，（一社）茨城県観光物産協会

## 《促進区域図》



## 《大強度陽子加速器施設（J-PARC），霞ヶ浦と筑波山，野菜や果樹等の農林水産物》



## 計画期間

計画同意の日から平成32年度末日まで  
（「茨城県産業活性化に関する指針」の終期と整合）

# 茨城県石岡・かすみがうら地域基本計画の概要

## 計画のポイント

本計画では、当地域が有する集積された産業用機械・金属関連産業をはじめとしたものづくり分野のほか、筑波山系や霞ヶ浦といった大地と自然の恵みをもたらす豊富な特産物を活用した食料品関連分野、そして製造業・物流産業を支えるパッケージ等関連産業、さらに交通インフラの整備された環境における物流・流通関連分野と、高い付加価値を生み出す多様なポテンシャルをもった当地域の特性に対し、これら事業者の成長を支援することで、当地域経済の好循環の創出を目指す。

## 促進区域

茨城県石岡市・かすみがうら市

## 経済的効果の目標

1件あたり平均160百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を8件創出し、これらの事業が促進区域で1.39倍の波及効果を与え、促進区域で1,780百万円の付加価値を創出することを目指す。

## 地域経済牽引事業の承認要件

### 【要件1：地域の特性を活用すること（①～④のいずれか）】

- ①建設機械、通信ケーブル・黄銅線、プラスチック製品、窯業・土石製品関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②柿や梨、米・大豆、麦、レンコン、ワカサギやシラウオ等の特産物を活用した食料品関連分野
- ③製造業・物流産業を支えるパッケージ、梱包材等関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ④常磐自動車道千代田石岡IC・石岡小美玉スマートIC等の交通・物流インフラを活用した物流・流通関連分野

### 【要件2：高い付加価値を創出すること】

- ・付加価値増加分：5,092万円超

### 【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

- 取引額：4.9%増加
- 雇用者数：3.7%又は2人増加
- 売上げ：4.9%増加
- 雇用者給与等支給額：5.9%増加

## 制度・事業環境の整備

- ・固定資産税の減税措置、新規雇用の伴う助成、緑地面積率等の緩和、地方創生推進交付金の活用、融資に伴う利子補給制度、地域資源を活かした都市景観の整備 等
- ・県及び市によるオープンデータ化の推進、事業者からの事業環境整備の提案への対応 等
- ・産学官連携の推進 土地調整を担当するワンストップ部局の設置 等

## 地域経済牽引支援機関

茨城県工業技術センター、茨城県農業総合センター、茨城県畜産センター  
財団法人茨城県中小企業振興公社、株式会社つくば研究支援センター、株式会社筑波銀行

## 《促進区域図》



## 計画期間

計画同意の日から平成34年度末日まで

# 主な支援措置

## ① 予算による支援措置

### ○地域中核企業・中小企業等連携支援事業

(30年度概算要求178億円)

- ・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援
  - 1) 新技術の研究開発等への補助
  - 2) 戦略分野の市場獲得に向けた設備投資等への補助
  - 3) 専門家による事業化戦略の立案や販路開拓の支援

### ○地方創生推進交付金の活用

(30年度概算要求1,070億円)

- ・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援(設備投資も可。交付上限やハード事業割合の弾力化)

## ② 税制による支援措置

### ○課税の特例

- ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置
  - ✓ 機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除
  - ✓ 建物等：20%特別償却、2%税額控除

### ○地方税の減免に伴う補てん措置

- ・固定資産税等を減免した地方公共団体に減収補てん

## ③ 金融による支援措置

### ○資金供給の円滑化

- ・政府系金融機関による金融支援(30年度要求)
- ・地域経済活性化支援機構(REVIC)、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設・活用等

## ④ 情報に関する支援措置

### ○候補企業の発掘等のための情報提供

- ・地域経済分析システム(RESAS)等を活用

### ○IT活用に関する知見の支援

- ・情報処理推進機構(IPA)による協力業務

## ⑤ 規制の特例措置等

### ○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

- ・工場立地法の緑地面積率の緩和
- ・補助金等適正化法の対象となる財産の処分の制限に係る承認手続の簡素化
- ・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

### ○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

### ○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

# 地域中核企業・中小企業等連携支援事業

平成30年度概算要求額 **178億円（155.0億円）**

- (1) 中小企業庁 技術・経営革新課  
03-3501-1816
- (2) 地域経済産業グループ  
地域企業高度化推進課  
03-3501-0645
- (3) 同上

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 我が国経済の底上げを図っていくためには、地域経済を牽引する地域中核企業（中小企業、中堅企業）と、中小企業、大学・公設試等の連携を促進し、地域に波及効果を及ぼす取組を重点的に支援していくことが重要です。
- このため、地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者等が、中小企業と連携して行う活動等を、事業化戦略の立案から研究開発、市場獲得まで一体的に支援していきます。

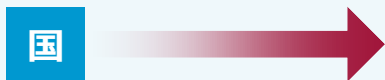
### 成果目標

- (1) ものづくり研究開発においては事業終了後5年以内、サービス開発においては事業終了後2年以内に、事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。
- (2) 市場獲得においては、事業終了後3年以内に、売上額、付加価値額、累計収益等の目標値を達成した事業が半数を超えることを目指します。
- (3) 新事業創出に向けた一貫支援においては、地域中核企業等の平均売上高20億円(2011年度)を、取引先への波及効果も含め、5年間で3倍増とすることを目指します。

※なお、「未来投資戦略2017」では、地域未来投資促進法を活用し、当該事業以外の施策も総動員して3年で2000社程度の支援を目指すこととしています。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助（1/2、2/3、定額）、委託



中小企業・小規模事業者等  
大学、公設試等  
民間団体等

## 事業イメージ

### (1) ものづくり・サービスの開発（戦略的基盤技術高度化・連携支援事業）

- 中小ものづくり高度化法の計画認定又は地域未来投資促進法の計画承認を受けた中小企業が、大学・公設試等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓等への取組を支援します。
- 中小企業等経営強化法の新連携計画認定を受けた中小企業が行う新たなサービスモデル開発等を支援します。※地域未来投資促進法の計画承認を受けた者が参画する事業は審査において優遇

補助上限額：【ものづくり】4,500万円 ※初年度以降は異なる  
【サービス】3,000万円

### (2) 市場獲得（戦略分野における地域経済牽引事業等支援事業）

- 地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者等が、中小企業と連携して行う、戦略分野（先端ものづくり（医療機器、航空機、新素材等）、地域商社、観光等）における市場獲得に向けた取組を、専門家による徹底したハンズオン支援と関連させて支援します。

補助上限額：5,000万円（中小企業も設備投資する場合は1億円）

### (3) 新事業創出に向けた一貫支援（地域中核企業創出・支援事業）

- 国際市場に通用する事業化等に精通した専門家（グローバル・コーディネーター）を含むグローバル・ネットワーク協議会や支援人材を通じて、地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者をはじめとする地域中核企業等による新事業のための体制整備から、事業化戦略の立案、販路開拓、市場獲得まで、事業段階に応じた支援をします。

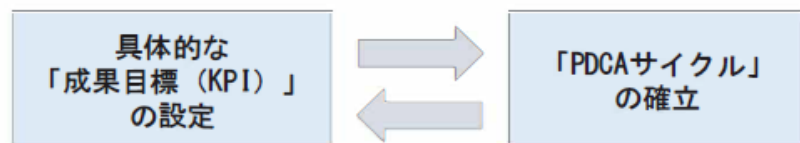
# 地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

30年度概算決定額 1,000億円（29年度予算額 1,000億円）

## 事業概要・目的

○地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



## 資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

## 対象事業・具体例

### 【対象事業】

#### ①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成、地域経済牽引  
例）ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、空き店舗 等

#### ②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

### 【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

## 30年度からの運用改善

### ①ハード事業割合

- ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として5割未満。
- ・ただし、ソフト事業との連携により、高い相乗効果が見込まれる場合は、5割以上（上限8割未満）になる事業であっても申請可能。

### ②横展開タイプの交付上限額の引上げ（事業費ベース）

【都道府県】	先駆	6.0億円（29年度：6.0億円）
	横展開	2.0億円（29年度：1.5億円）
【市区町村】	先駆	4.0億円（29年度：4.0億円）
	横展開	1.4億円（29年度：1.0億円）

### ③KPIの実績に基づいた事業計画の見直し

- ・申請時に、実績を踏まえたPDCAサイクルによる事業の見直しを反映した事業計画の提出。



# 税制による支援措置

- 承認を受けた事業計画のうち、国が先進性を確認した事業を深掘り支援。  
製造業・非製造業問わず、設備投資を減税措置で応援

## 地域未来投資促進税制【平成29年度新設】

- 税額控除もしくは特別償却により、設備投資を行った初年度の法人税負担を軽減
- 機械だけでなく建物等も含め、新事業に必要な資産が幅広く減税の対象
- 資本金1億円以上の中堅企業でも活用可能（資本金や企業規模による制限は無い）
- 1事業あたり最大100億円の投資までが減税対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械・装置	40%	4%
器具・備品	40%	4%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※総投資額2000万円以上／事業が対象。  
※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は100億円／事業を限度とする。  
※前年度の減価償却費の10%を超える設備投資が対象（地方自治体が事業者として参画する場合を除く）

## 固定資産税・不動産取得税の減免に対する減収補てん措置

- 新たに取得した建物・構築物、土地について、自治体が固定資産税（標準税率1.4%）及び不動産取得税（標準税率建物・構築物4%、土地3%）を免除または減税した際に、自治体の減収額の75%を補てん（※財政力が平均以下の自治体が対象。対象となる投資規模は調整中）
- 固定資産税の減免については、補てん措置を3年間継続。
- その結果、自治体によっては、最大で3年間、固定資産税が免税となるケースもある。

